

8-1 新設分割（単独新設分割の場合（8-2の場合を除く。））

資本金の額の計上に関する証明書

株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項）

金〇〇円

新設分割設立会社の資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第49条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注1）

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注2）

- （注） 1 新設分割設立会社の資本金の額は、株主資本等変動額の範囲内で、新設分割会社が新設分割計画の定めに従い定める必要がある（会社計算規則第49条第2項）。
- 2 代表者が登記所に届け出ている印を押印する必要がある。

8-2 新設分割（分割型新設分割の新設型再編対価の全部が新設分割設立会社の株式である場合であって，新設分割会社における新設分割の直前の株主資本の全部又は一部を引き継ぐものとして計算することが適切であるとき）

資本金の額の計上に関する証明書

新設分割によって減少する新設分割会社の資本金の額（会社計算規則第50条第1項）

金〇〇円

新設分割設立会社の資本金の額〇〇円は，会社法第445条及び会社計算規則第50条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注1）

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注2）

- （注） 1 新設分割設立会社の資本金の額は，新設分割によって減少する新設分割会社の資本金の額と一致している必要がある（会社計算規則第50条第1項）。
2 代表者が登記所に届け出ている印を押印する必要がある。

8-3 新設分割（共同新設分割の場合）

資本金の額の計上に関する証明書

- ① 仮に新設分割会社〇〇が他の新設分割会社と共同しないで新設分割を行うことによって仮会社（A）を設立するものとみなして計算した仮会社（A）の資本金の額（注1）

新設分割によって減少する新設分割会社の資本金の額（会社計算規則第50条第1項）

金〇〇円

- ② 仮に新設分割会社△△が他の新設分割会社と共同しないで新設分割を行うことによって仮会社（B）を設立するものとみなして計算した仮会社（B）の株主資本等変動額（注2）

株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項）

金〇〇円

- ③ 各仮会社が新設合併をすることにより設立される会社が新設分割設立会社となるものとみなして計算した新設分割設立会社の資本金の額（注3）

ア 新設合併の直前の株主資本承継消滅会社（仮会社（A））の資本金の額（会社計算規則第46条第2項第1号）

金〇〇円

イ 非株主資本承継消滅会社（仮会社（B））に係る株主資本等変動額（会社計算規則第46条第2項第2号）

金〇〇円

ウ イの額のうち新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い新設合併設立会社の資本金の額に計上すべき額として定めた額

金〇〇円

エ ア+ウ

金〇〇円

新設分割設立会社の資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第51条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注4）

- （注）
- 1 仮に新設分割会社△△が他の新設分割会社と共同しないで新設分割を行うことによって仮会社（A）を設立するものとみなして、会社計算規則第50条の規定に従って仮会社（A）の計算を行うこととした場合（8-2 参照）の例である。
 - 2 仮に新設分割会社〇〇が他の新設分割会社と共同しないで新設分割を行うことによって仮会社（B）を設立するものとみなして、会社計算規則第49条の規定に従って仮会社（B）の計算を行うこととした場合（8-1 参照）の例である。
 - 3 各仮会社が新設合併をすることにより新設分割設立会社となる会社を設立したものとみなして、会社計算規則第46条の規定に従って当該新設分割設立会社の計算を行うこととした場合（7-3 参照）の例である。
 - 4 代表者が登記所に届け出ている印を押印する必要がある。